

深く関係したものであるが、今その解説をなすにあたって、十分に当時の立場にもどることもできず、また純粹に客観的な立場に立つこともできなかつた。解説の記述に立場上あいまいなものがあるという批評は免れないものと自ら感じている。

字体の構成

字体の正しさをいうためには、1字の完全な構成を論ずるのは当然のことであるが、また、(1)その字体を構成する要素として、部分的な形、1字の中で小さなまとまりをなすと認められる形をとり出して、多くの字に共通し、または共通しない形を確定すること、さらに、(2)それらの部分を組み立てている点画について、どれだけの基本的な点画を認めて、どのような点画の組み合わせが用いられているかを確定することが必要であろう。

次に、字体部分と基本的な点画について述べることにする。

字体部分

文字については、1字1字というものを別々にとり出すことが比較的容易である。単語というような単位がなかなか一律には切り出せないのと違って、文字は機械的に1字1字切り離せる。ことにわれわれの漢字やかなは、1字1字がその領分として等面積を占めるものと考えられている。原稿用紙には1字1字のためのます目が切っており、また活字がどれも同じ大きさに印刷されて少しもおかしくない。そしてその等面積の上に表わされる字形は、一つ一つあるまとまりをもって構成されている。多くの文字配列の中で一字を切り離すことができるのと同時に、ある一字だけをとって見ても、それが一字であることはほぼ明らかなのである。

漢字についてその1字が、どのようなまとまった構成を持っているか。分解すればたちまち材料としての点画一つ一つに帰してしまうような、単純な

形をもっているものもあり、まず二つ、また三つ四つの部分的なまとまりに分けることが容易にできるものもある。かように、字体を構成している部分的なまとまりを字体部分とよぶことにしておくと、字体部分は字体を構成する要素であると言いかえることができる。しかし、この字体部分は、どの字について見ても同じように析出できるものではない。また、まとまりという感じで切りとられるものも、見方によっては、大きくも小さくもなる。一つの字体部分の中にさらに小さな部分が見いだされ、字体部分の複合がさらに大きなまとまりをなす場合があって、どれが字体構成上の最小要素であるかは、なかなか決めることが困難である。しかし、ある程度は、視覚的にそれ自身がまとまりをもつこと、またそれだけで1字として現われたり、他の字体部分複合に共通の部分として現われ、または現われなかったりすることによって、決めていくことができるであろう。『ことばの研究』（国立国語研究所論集1）に収めた筆者の論文「漢字の字体と正誤」の付録「字体部分一覧」はその試みの一つである。

字形引きの字書における部というものは、それぞれ共通の字体部分を持つ字のグループであり、部首というのはそれぞれのグループの共通形を代表する字形である。しかしそれらは、だいたい字源的観点から、多くの字を分類する目印になるものだけをあげているのであって、たとえば『康熙字典』の214部が、すべての字体部分を、もうらしているわけではない。そして部首の中には、それ自身も部分の複合であるものもある。

字体部分の複合のしかたには、いくつかある。

(一) 接 合

- (1) 接触しているもの（丙＝一内， 再＝一冉， 足＝口止）
- (2) 癒合しているもの（長＝𠂇𠂇， 戔＝土戈， 隶＝𠂇水）
- (3) 重なり合うもの（雀＝㇇隹， 東＝木日）

(二) 連 合

- (1) 直接に並ぶもの（𠂇， 𠂇， 青）

(2) 間接に呼応するもの(衣, 狛, 行)

また, 直接に複合するもの(1)は, 相互の位置の関係から,

(a) 上下(企, 学, 夂, 哥)

(b) 左右(舛, 門)

(c) 内外(固, 間, 句, 建, 広)

すでに, へん, つくり, かんむり, あし, かまえ, たれ, にょう, というような, 字体部分についての便利な分類があるが, これは, 他の部分との位置関係でもあり, ある一字についての関係位置でもあって, いわゆる部首を整理するには足りるけれども, 字体部分をもうらしようとするには, 都合のわるい面がある。左右に並ぶものは「へん」に対して「つくり」があるとしてよかろうが, 「かんむり」のおおうもの, 「あし」のいただくものについては, 特に名称がないのである。それならば, 上下, 左右, 内外などの位置関係を表わすことばで, 関係位置を表わすことにしたほうがよさそうに思われる。ただし, 以下の記述では, 古い名称もきらわれないことにする。

さて, 1字の構成と意味との交渉であるが, 1字が字体部分の複合から成っていたとしても, 複合語がより小さな要素に分解される時のようには, 字体部分に部分的意味を分担させることはできない。形声字のある部分が, その字の表わす語の「意味」に直接には関係がないということは, いうまでもない。会意字にあっても, その一々の字源に應ずる部分は, 今日の語の意味とはほとんど無関係であって, 字源は, 字形を記憶するための手がかりとしては有効であるが, 実際の意味のためには, 普通には意識されないし, 意識されないでも一向にさしつかえはない。

「家」が, 屋根と家畜から成っていても, それはわれわれの「いえ」の観念には全く縁が遠い。「公」と「私」との間に, ある共通性を認めることはできるが, それが今日の「公」の意味をささえているとは考えられない。日本語としては, 語源の「大宅」(おおやけ)にもどれば, 語を複合の要素に割ることができるが, それは漢字の「公」の部分と関係のないことはいうま

でもない。「公」は「家」とともに、全1字として、今日では部分に割って示すことのできない意味の要素にあたっているというべきである。漢字には、極端には、その1字が分担する意味の部分が明らかでない場合さえある。

「抵抗」はそれほど読み書きにむずかしいことはなからうが、「抵」だけについて意味を説くことは、多くの人にとってむずかしいことである。

かようにして、字体部分に、その字の現代の意味の部分を分担させることは、困難であるといえる。したがって、字体部分の意味は、字が語の意味へ連合する時の手がかりとして役に立つ限りで考えられるべきもので、しかも実際、意味を考えることは必ずしも有効ではないのである。

「東」の字は、太陽が木にかかっている形として説かれることで有名である。この『説文』の説は、今日の甲骨文字研究からいえば当たっていないと言われるけれども、この説を一度聞くと、この字を「木」と「日」との2部分の重なり合いと見ることは、たやすくいつでも思い出せる。これを「木」と「日」との二つであると思ったところで、「東」の字の今日の字体にはほとんど影響がないが、それは、甲骨学によってその説が正されたところで変わりはない。

「東」は音符として「凍」の部分に用いられるが、また「陳」の部分に用いられるのは、形声のためでもなく会意のためでもない。「陳」においてその「東」の形は、『説文』によれば「申」と「木」との癒合したものである。その説によらなくても、これを「ひがし」に関係づける説はない。すなわち別字源の字体部分が、たまたま似ていた「東」の形に統合されたのであるが、これはすでに古く小篆てんの時代のことである。また後に、ある意味については「陳」から「陣」の字をも分化した。

字体表では新たに、「錬練欄」が「東」を部分として持つことになった。その従来の音符「東」の2点が1画に融合したからであるが、その習慣は、はるかに六朝には成立していたのであって、『干祿字書』では「諫」につき「諫」を通としている。

形声字の表音的性質は、それが同系字を多く持つ時は尊重してしかるべきである。たとえば「反」という形は、単独の「反」のほかに4字の部分となってハン、1字の部分としてヘンの音にかかわっている。そこに「仮」がカの音で加わるのは、系統を乱すものということもできるのである。ただし、俗字として用いられる時、従来も表音価値を疑われてはいなかった。(326ページ付記)

字体部分は、1字の構成の中に現われる位置によって、多少変化した形をとる場合がある。これを同一の字体部分と認めるのは、全体印象が、または点画構成の型が似ているからでもあり、また、字源的に同一のものから発していると考えられるからでもある。同一の字源形式、同一の字体部分と認められる形を、字体部分の変わり型ということにしよう。字体部分の変わり型には、単に、それを構成する一部の点画の変形によるだけのものもあるが、また総体が大きく変形するものがある。基本的な点画の変わり型については、後に別に説くこととし、ここには、総体的に大きく変わった字体部分の変わり型にふれておく。

字源から論ずれば、「令」の「人」と「仁」の「人」とは、ともに「人」の変わり型というべく、したがって字典では、同一の人部の中に「令」をも「仁」をも収めているわけである。しかしこれらは、本来、画の簡単なものであるために、単に位置による分担であるにもかかわらず、字源を知らない限り、同一のものの変り型とは認めるのが容易でない。「手一扌」「水一氵」「火一灬」なども同様の例であって、近来新しく字形索引をくふうした字書では、これらを別部に分立しているものがある。

しかし、「木一朮」「艹一竹」「足一趾」「食一食」などは、その小さな一部分だけが異なっているものであることが明らかであって、これを変り型と認めるのが比較的容易である。もちろん、「火一灬」の類と、「竹一艹」の類との間に、はっきりした一線をひくことはできないが、ひととおりは両方

に分けて考えられるであろう。そして問題になることは、小異を同一原形に帰する一方で、同じく字源主義の立場から、形の上の小異を重視することである。太陰に由来する「月」と、舟に由来する「月」とは康熙字典では同一の月部に収められながら、従来個々の字体では区別されていた。すなわち「朗」と「勝」とのように。また、肉に由来する「月」は、へんで「月」、つくりで「目」であった。この、へんにおける月・舟・肉は、微細な差異しか持っておらず、かつ、これらのへんを持つ字でつくりを共通にするもの、すなわち、へんでなければ区別できないものは、当用漢字中には一組の例も見ないのであって、字体表では、これらのへんを同形に統一したのである。なお、「青の円」までを「月」にしたのは、部分として類形のない「円」よりも、類形の多い「月」の方へひきつけたものである。

「火灬」は、従来同部に属して、その位置によって形の異なることを学者は疑わなかったものである。ところで、字体表には、従来同一字源、同一形であったものを、新たに2様に書き分けることにしたものがある。たとえば、簡単な画では「躍」と「習」の「羽」、複雑な画では「弘」と「沸」との「弗」、「独」と「濁」との「蜀」などである。

「羽」は従来、「羽」の形であったのを、筆写における通俗の書き方（戦前の文部省活字では「羽」の形であった）から、活字の形にまとめられたのであるが、その「㇇」を両翼に持つ形は、「羽」が部分として小さく現われるときには黒みを増すことになると考えられ、「雨」の点がかんむりでは「𩇛」になるように、「躍躍」の場合、書の習慣をとって「ヨ」を並べた形にされた。黒さの点では、むしろ「翼」の方が問題であるが、「翟」では羽に関係のあるという知識が必要でないのに、「翼」では羽の意味が明らかであるという意味上の考慮があって、「羽」の形が保存されたのである。地理調査所の『地図用文字』では、かえって、上部分にくる「羽」をすべてヨの形に統一することになっている。この字体表のきめは、いずれにしても不統一の印象を与えたようである。

「仏払沸」「独触濁」また「母毎」については、前に述べた。「才財材閉」については、単独の場合には「ノ」がたて画と交わり、部分に用いられた場合には交わらないという区別ができた。これは単独または下部分の「女」と女へんの「女」との別に似ている。先にしるしたように「才」を「弋」と書くことも、筆写では従来行なわれたが、それは「材財」にも往々に及ぶ。右へはねることはともかくとして、「材財」の場合にも「ノ」をたて画に交わせることは、模範にはならないが、筆写について許容の中には入れてもよからうと思われる。

「𠄎」と「𠄏」の別、すなわち、それぞれの第2画が第1画のたての部分と交わるかどうかは、第2画したがって第3画と交わるたて画があるかどうかによってきまる、ということも、字体表での新しい区別である。「𠄏」の形が新たに多く採られたのは、さきに当用漢字表制定の際、「當」「穩」について「当」「穩」の字体をとり、「𠄏」の形で発表されたところから派生した問題である。これは、筆写特に書道の方面での習慣が重んぜられたのであるが、「𠄎」を残したのは、活字設計上の要請との妥協点である。しかし、「𠄏𠄎」の交換は、「𠄎」の場合を除いて一般に許容されてしかるべきであろう。交わるか交わらないかという点は、先にしるした「女」の場合と同様のものであって、正誤として論ずるにあたらない。その点では、むしろ「𠄎」で統一しておいても、筆写で「𠄏」を許容することで、さしつかえはなかったとも言えるわけである。

字体の改変、新しい字体の採用にあたっては、同一の字体部分は、いっせいに同一の新しい形に転ずることが望ましいであろう。しかし、字体表では、字源的に同一部分であるものが、別の部分字形に分かれてしまったもの、たとえば「証・澄・燈（補正案では灯）」などがある。これは、字源を知るものにとっては明らかに不統一である。しかし、実際に文字を使う場合に、一々字源を意識する必要のないことは、さきに述べたとおりである。實際上、簡

易な字体がとられてきたについては、同一字源ならばほとんどすべてに類推し及ぼした例もあると同時に、同字源でも、個々の字によって、簡易形をとるものととらぬものとの差が、おのずから生じてもいたのである。字体表の審議にあたっては、字源、系統によって類推統一することは、もちろん原則的に考えられたが、実際にはそれよりも、なるべく世間に通用する形を個々にとることが重く見られたように思われる。ことに、他の字の部分としては簡易化されるべき形が、単独にも現われるような場合には簡易化されなかった例が多くある。それには、たとえば「浜」の「兵」を賓客の「賓」に及ぼすとなれば、「兵」の形が兵隊のヘイとお客のヒンとを合わせることになり、すなわち単なる音符が、意符として2字分の性格を持つようになるが、そのような不都合を排除することも含まれたわけである。

単独の「母」と、もと「母」の形を含んでいた「毎」との場合などでは、「母」への変更が、簡易化という面では効果のそれほど著しくないものであったので、単に、小異を持つ類似形を作り出したに過ぎないとの批評も受けるのであるが、これは「母」を孤立させて、「毎」を「毒」のほうへ統合したものである。部分としての形の変更が、単独の形に影響を及ぼして、単独の形が従来と全く無縁のものになることは避けなければならないし、また逆に、単独の形が変更し得ないからといって、他の字の部分となつての小さい形も変更することができないというものではない。それは一般的には言うことであろう。

変更された新しい字体が、旧字体との比較、旧字体における類形系統との比較から批評されることが多い。しかし、ある面では、変更ということは、新しい系統関係を定めるものであって、新たに文字を覚えるものにとっては、字源の知識を利用するのではない限り、旧字体にもどって考える必要はない。今日の用法を習得するについて、それぞれの字源知識が有効であるような漢字の例は、むしろ少ないといってよいのではあるまいか。いわゆる形声文字でさえも、当用漢字の範囲では、同一の音符をもっている字は、比較的少数

のグループをなすものが多いし、また、日本での現在の字音について見れば、それらの音符がそれぞれ必ず同一の音を表わしているとは限らない。それゆえ、旧字体における「系統」というものは、あまり重い考慮を、すべてにわたって払う必要はないであろう。

ただ、かなづかいのほうでは、現代かなづかいの規則が、旧かなづかいの知識に基づいている点があって、旧体制の知識がなければ現代かなづかいが書けないことに非難がある。これに対して、漢字の字体のほうでは、旧知識への考慮の薄いことが非難される。これは互いに矛盾するような感じがしないでもないが、かなづかいと字体との、性質の違いからやむを得ないものでもあろう。かなづかいのほうは、主として表音的な、単純な法則で一貫することができ、体制変更が比較的簡単にできるのに対して、字体のほうは、もともと、個々の文字について個別的に学習しなければならない、あまり類推のきかないものである。新しいものを学ぶ際、体系の中での類推がきかなければ、できるだけ旧知識を活用し、手持ちの知識を学習の手がかりとしようとするのが自然であって、その点で字体表の実際は、旧知識からの類推の道をあまり重視してないことが非難を受けるわけである。

付 記

(322ページへ)「反」という形は、ハン、ヘンの音に関係しているが、単独の「反」には、ハンのほかに、タンというよみもすでに固定している。このタンとよむ「反」は、「假」から「仮」が出たのと同様に、「段」のおそらく草略に由来するものである。「假」のつくりと「段」とは、古くからしばしば混用されているようで、その草体は互によく似ている。その草化のきわめて進んだのが、「反」の形をとることになったのであろう。今の「反」の字は、元来のハンの「反」と、タンの「段」との、別源の用法を兼ねているものということができる。それは、「台」が、天台の「台」と燈台の「臺」とを合わせているのと同様のことであるが、「台」の両源が同音であるのに、「反」が両源別音を撰している

ところに特殊性はある。もし「芸」が当用漢字としてウノの用法をも認められたのであったならば、この例になるところである。

基本点画

基本的な点画を考えるについて、さしあたってたいせつなことは、それぞれの点画が1字1字の字体の中に位置を占めるのに、筆法に従って付属的要素が加わったり、また組み合わせの環境によって、多くの違った形を示すことである。

点画の付属的要素というのは、点画の始めと終わりとに現われる特別の形である。一つの点画は、それが書かれる時、筆が紙に接触しはじめてから、筆が紙を離れるまでの間に作り出されるのであるが、その接触のしかた（筆のはじめ方）と離れ方（筆の終わり方）とにいろいろの特色が見られる。まず終わり方いわば筆終わりについて見ると、弱い終わり方、たとえば「ノ」などのように、だんだんに離れていくものがあり、また強い終わり方として、単純に止める終わり方、止めてはねる終わり方、止めてながす終わり方などがある。これらは、毛筆の場合に著しく見られる筆使いの形式で、筆がその点画の本体的部分から出るため、または次の点画へ移るために、本体的部分に対する付属的な要素を加えることが多いのである。また、筆のはじめ方いわば筆始めについても同様に、本体的部分にはいるための、弱い始め方や強い始め方がある。それぞれちがった形を現わす。弱い始め方や終わり方では、どこまでが本体的部分で、どこからが付属的要素であるのか明らかでないが、實際上、このようにして筆が紙に接触していた間の形は、実現した一つの点画の、内部のものと認めるべきものである。

これらの付属的要素は、音声連続の際に聞かれる「わたり」のように、臨時の筆勢の現われであるにとどまらず、字体を区別する要素として重視される部分になることがある。たとえば、「干」と「于」とのたて画の筆終わりをはねるかはねないかが、二つの漢字を区別する決定的な条件になっている。